



中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた 各金融機関の取組状況等について

平成25年3月21日

近 畿 財 務 局



問合せ先
近畿財務局 理財部 金融監督第1課
TEL 06-6949-6369

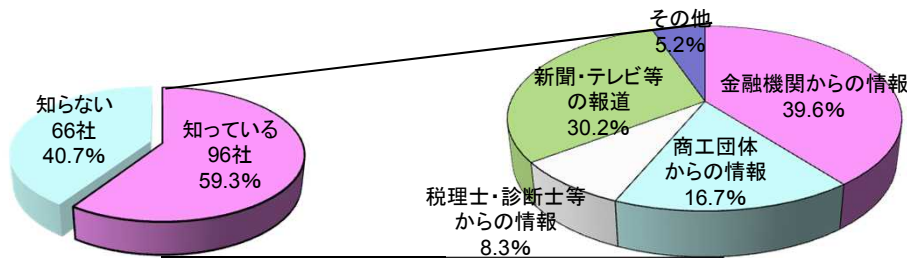
1. 円滑化法期限到来に向けた足下の各金融機関の取組状況

- 談話を認知している借り手において、その経路を「金融機関」としているのは約4割。
- 大臣談話について、当局からの強い要請を踏まえて、管内全ての金融機関が代表者等の訓示、通達等により営業現場への周知を徹底するとともに、借り手への説明も行っているとしているが、当局から更なる取組みを懇請するとともに、商工会等に対する説明を通じて周知を図っていく。

① 条件変更等の対象となっている中小企業の状況

【近畿管内中小企業162社へのヒアリング調査結果(平成25年1月4日～21日)】

○ 大臣談話の認知状況及び認知方法（貸付条件変更先）



○ 大臣談話認知企業(96)による金融機関の融資姿勢に関する見方

【金融機関から周知・説明を受けた企業(38)】

- ・ 報道でも知っていたが、担当者から丁寧な説明があり安心した。
- ・ 情報提供を受けたが、取引金融機関のスタンスについて説明がなかった。

【金融機関以外からの情報で知った企業(58)】

- ・ 金融機関と融資の件で具体的に相談する時が来るまでわからない。
- ・ 現状は心配していないが、今後経営改善計画通りに進捗しない場合に支援してくれるか不安。

② 管内金融機関における大臣談話の周知状況

○ 当局の取組み

- ・ 11月1日、大臣談話公表後、管内すべての金融機関のトップに対し、周知徹底の要請文を局長名で発出。それ以降、出口戦略ヒアリング時に、役員を含む円滑化担当者に営業現場、取引先に対する周知徹底を要請。
- ・ 12月、大手三行の関西駐在トップに対して、局長から金融円滑化の更なる取組みと大臣談話の周知徹底を強く要請。
- ・ 12月20日、円滑化担当部長等に対して、円滑化対応の説明会を開催し、改めて周知徹底を要請。政府系等も含め **68機関154名** が参加。
- ・ 12月末までに、公認会計士、弁護士、税理士等の協会組織に対し会員等への周知を訪問して要請。また、商工会に対しても説明済。

○ 営業現場に対する周知状況

- ・ 管内全ての金融機関が代表者等からの訓示、通達等の発出、研修会・勉強会の実施、イントラ・電子メール等により周知を図っている。
- ・ 周知状況の確認については、本部による臨店や面談のほか、電子メールの開封確認や、確認テストを実施している金融機関がみられた。

○ 取引先に対する周知状況

- ・ 条件変更の相談に来た顧客には個別説明を実施しているほか、店頭掲示、チラシの配布、機関誌への掲載といった取組みもみられる。

2. 地域の中小企業の経営改善・事業再生への取り組み（1/2）

- 管内金融機関においては、体制を整備するとともに、機構・協議会等との連携、再生ファンドの組成等を通じて再生支援に取り組んでいる。
- 保証協会は、保証付融資のみの貸付しかない小規模事業者を中心に、再生・支援の役割を担っていることを踏まえると、さらなる機能強化が求められる。

① 管内金融機関(63金融機関)の体制整備状況

○ 管内の金融機関をみると、「政策パッケージ」が公表された平成24年4月以降に、地域銀行を中心に地域の中小企業の経営改善・事業再生への取り組みに向けて、更なる体制等の拡充(専担部署の新設・拡充、専門人材の配置)を図っている。

② 信用保証協会についての課題

【課題】

・ 地域金融機関からプロパー融資を受けておらず、借入が信用保証協会保証付融資のみの中小企業は、金融機関側に経営改善・事業再生に向けたインセンティブが乏しいため、経営の健全化が進展しないケースがある。

【信用保証協会からの声】

・ 保証協会が主体となって再生に取り組む必要があるが、再生計画策定やデューデリ、その後のモニタリングに要する費用について、協会に費用補助をしていただきたい。

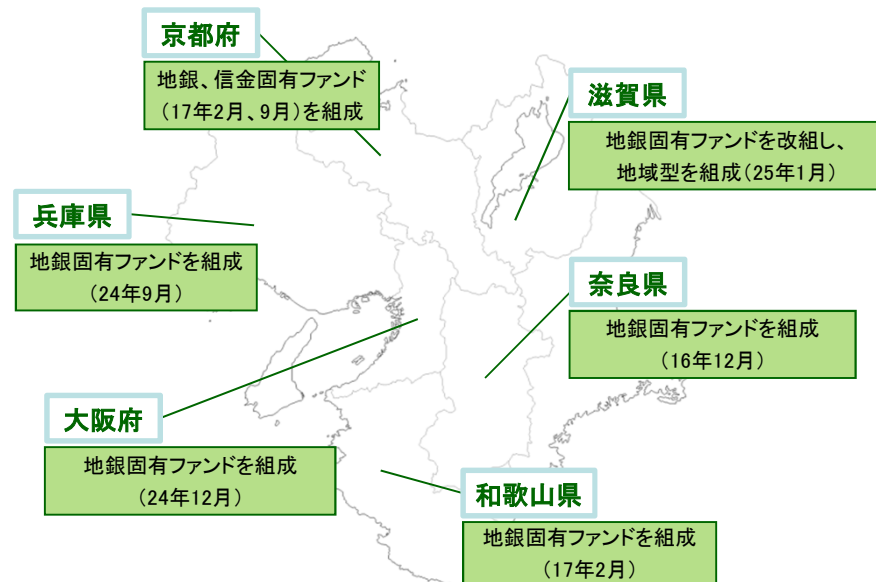
・ 来年度は企業再生支援に十分に対応できるよう組織を改組し、人材を集中させることとしたい。

・ 外部専門家の活用を促すため、今年度中に、当協会内において、税理士会や中小企業診断士協会等の専門家団体への取次窓口を設置することを検討している。

③ 機構・協議会との連携

- 金融機関調整や再生支援の困難な先については、機構、協議会と連携・協働している。
- 管内金融機関の機構への持込(相談対応)件数は増加している。また、協議会への持込みも増加しており、全ての府県で目標件数に達している。
- 機構、協議会の更なる活用のため、機構の西日本支部設置や協議会の恒久化を求める声がある。

④ 事業再生ファンドの組成状況



2. 地域の中小企業の経営改善・事業再生への取り組み（2/2）

- 機構、協議会で取り扱っていない零細企業等の貸出先については、経営サポート会議が中心となって、金融機関調整等を実施。
- 金融機関では困難な事業コンサルについては、各府県の中小企業支援部門や関係機関と連携・協働し、目利き能力の不足を補完している。

⑤ 中小企業支援ネットワーク会議についての課題

○ ネットワーク会議の整備状況

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
第一回会合	24.11.13	(既存)	24.10.5	24.11.21	24.9.24	(既存)
構成機関	36機関 (4主要行も参画)	16機関	37機関 (1主要行も参画)	18機関	14機関	17機関

○ ネットワーク会議の課題

・構成機関が多いため、企業再生支援のため深度ある議論を行えるよう構成機関間の連携を図る必要がある。

・支援成功事例の積み上げを図り、ノウハウの蓄積や情報の共有により、効果的な支援に結びつける必要がある。



○ 経営サポート会議（※）の課題

・対象企業が抱える問題について関係金融機関の間で情報を共有できる一方、実効的な経営改善計画を策定するには中立的立場にある会計士等の外部専門家の参画が必要。

・会議の円滑な進行、対象企業の理解を得るためには、メイン金融機関のリーダーシップが必要。

※協議会案件となりにくい零細な個別事業者の支援のためのバンクミーティング(随時開催)

【経営サポート会議の具体的事例】

【対象企業】
経営計画の未達が続く過剰在庫を抱え、資金繰りが逼迫。



【経営サポート会議】
メイン金融機関が、他の金融機関に計画策定支援と進捗報告を行うことを表明。



【会議後】
各金融機関は再計画策定までの間の元金返済猶予を決定。

⑥ 外部機関の活用例

○ 中小企業が最も必要としているのは、売上の増加や収益の拡大であるが、金融機関は、事業面の目利き力が不足しており、また、デューデリヤM&Aなど、専門的な知識を必要とする分野については必ずしも得意ではない。このため、中小企業支援法の指定事業者の指定を受けている、以下のような外部機関の活用が期待される。

名称	所在地
滋賀県産業支援プラザ	大津市
京都産業21	京都市下京区
大阪産業振興機構	大阪市中央区
ひょうご産業活性化センター	神戸市中央区
奈良県中小企業支援センター	奈良市
わかやま産業振興財団	和歌山市

※ 経営診断、技術・経営力評価などの金融機関にない機能面の支援。また、専門家派遣、販路開拓支援、事業計画策定支援など、多岐にわたる支援を実施。

※ このほか、一部の大規模な市においては、別途、中小企業を支援する機関を設置し、経営相談、企業支援、専門家派遣事業等を行っている(大阪市、京都市、神戸市、尼崎市)。